

**(仮称)射水市ビジネスサポートセンター運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この要領は、(仮称)射水市ビジネスサポートセンター運営業務の委託に当たり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務履行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるもの。

2 業務の概要

(1) 業務名

(仮称)射水市ビジネスサポートセンター運営業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

委託業務の内容は、別紙「(仮称)射水市ビジネスサポートセンター運営業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)」による。

(4) 見積限度額

67,100千円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(なお、業務期間における各年度上限額は、下記のとおり。

令和6年度 7,700千円、令和7年度 29,700千円、令和8年度 29,700千円)

令和7年度及び令和8年度の上限額については、令和6年12月射水市議会定例会に提出する補正予算案の議決を前提としている。

契約に当たっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。

委託料の算定に当たっては、消費税及び地方消費税の税率を10%として算出すること。

開設に係る経費や相談業務実走後の企画、人件費、旅費、交通費、燃料費及び車両費用、消耗品費等、仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

3 参加資格

(1)プロポーザルへの参加者は、応募資格の確認基準日(参加申込書の提出日)において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

射水市契約規則第3条に規定する入札参加資格者として登録された者であること。

射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格（平成 17 年射水市告示第 119 号）に基づく競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

射水市入札参加資格停止要領（平成 18 年告示第 174 号）に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。

このプロポーザル方式実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、射水市からの受注業務に関し、指名停止を受けていないこと。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

応募資格の確認基準日から過去 2 年間に於いて、国税、地方税の滞納がないこと。

法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（2）法人格を有する者に限ることとする。

（3）複数の法人により構成されるグループ（以下「グループ」という。）での申請も可能とする。

なお、グループで応募する場合は、以下の点に注意すること。

代表となる法人を定めること。

他の法人は、当該グループの構成員として扱う。

単独で応募した法人は、他のグループの構成員になることができない。

複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできない。

グループの構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合はこの限りではない。

当該グループの代表者及び構成員は、上記 3（1）の資格要件を満たすこと。

4 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本実施要領等の内容に関する質問は、質問書(様式第1号)により電子メールにて提出すること。

なお、必ずメールの着信を電話にて確認すること。また、電子メール以外の手段による質問は受け付けない。

提出先アドレス kigyoun@city.imizu.lg.jp

提出期限 令和6年10月15日(火)正午受信分まで

(2) 回答

全ての質問と回答について、10月21日(月)までに市ホームページに掲載する。

なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

5 参加申込書及び企画提案書の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者(以下「企画提案者」という。)は、次の(1)～に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。なお、1者1提案とする。

(1) 参加申込書及び企画提案書等の作成

参加申込書(様式第2号)

企画提案書等送付書(様式第3号)

事業者概要書(様式第4号) 様式第3号を表紙として、会社概要がわかるパンフレット等の添付を可能とする。

履歴事項全部証明書(法人)(写しでも可)

企画提案書 ~ (任意様式)

- ・企画提案書は、次の(2)に基づいて作成すること。
- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とすること。
- ・表紙には「(仮称)射水市ビジネスサポートセンター運営業務 委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。

業務工程計画(実施スケジュール)(任意様式)

業務実施体制及び業務担当予定者調書(任意様式)

- ・業務実施体制及び業務担当予定者調書は、次の(3)に基づいて作成すること。
- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とすること。

・ 1 ページ目に標題「業務実施体制及び業務担当予定者調書」を表示し、各ページに番号を付すこと。

業務実績書（様式第 5 号）

官公庁における同種・類似・関連業務の実績、契約書の写し、及び中小企業事業者相談業務及びその他の事業で他自治体における地域経済の活性化に繋がるプロジェクト提案又は実績

地方公共団体と締結した契約書の写し等（受託した契約を履行した内容が確認できるもの）

業務委託参考見積書（消費税及び地方消費税相当額を含む。）（任意様式）

・ 本実施要領及び別紙「仕様書」に定める業務について、令和 6 年度から令和 8 年度における全ての経費を業務内容ごとに積算して見積金額を記載すること。

誓約書（様式第 7 号）

プレゼンテーション出席者等報告書（様式第 8 号）

本業務に携わる担当で 1 提案者当たり 4 名以内とし、全て提案者の雇用する従業員であること。

(2) 企画提案書に記載する事項

別紙「仕様書」に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。

事業体制の構築

中小企業に対する、ビジネス課題の改善事項の抽出と課題解決のための改善対応の伴走型支援

ア 販路拡大や新商品開発など新たな取組に対する支援

イ DX・GX 支援

ウ 起業・創業支援（学生を含む）

エ プッシュ型支援（事業者等への実地訪問等により掘り起し型・開拓型支援）
支援機関等との連携

地域経済の動向把握

事業承継支援

事業者支援に伴う地域経済活性化の把握のための定量評価報告（独自分析によるエビデンス資料添付、アウトカム指標）

事業のコンセプトや地域活性化を連想させ、親しみがもてるようなセンター愛称

の提案

自由提案

(3) 業務実施体制及び業務担当予定者調書に記載する事項

次の項目について、具体的に記載すること。

業務の執行体制を図示するとともに、編成の考え方や特色

業務担当予定者の構成や業務分担（経歴のほか、資格や主な業務実績があれば記載すること。）

業務実施体制において、ビジネスアドバイザー等配置人員の勤務形態の詳細を記載すること。

例 1) 常駐 1 名

例 2) 週 2 日常駐、週 3 日オンライン対応

(4) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限

提出期限 令和 6 年 10 月 28 日（月）午後 4 時まで

提出先 〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地

射水市産業経済部商工企業立地課商工労政係

電 話 0766 - 51 - 6675（直通）

メール kigyoun@city.imizu.lg.jp

提出部数

7 部（正本 1 部、副本 6 部）正本 1 部以外はコピー可。カラー出力の提出も可。

提出方法 郵送又は持参による提出

持参による場合は、土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間とする。

郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までの必着とする。

なお、到着の有無について提出先へ確認すること。

企画提案書提出の翌営業日までに企画提案書のデータを電子メールにて提出するとともに、電子メールの送信後、提出先に電話で連絡すること。

(5) その他の留意事項

企画提案書等の受理後に、内容の変更や追加、再提出等は認めない。

企画提案書等の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とする。

文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。

企画提案書等の作成及び応募に係る費用は企画提案者の負担とする。

本業務の全部を一括して、又は主たる部分（注 1）を第三者に委任し、又は請

負わせてはならない。ただし、業務の一部の再委託について射水市の承諾を得た場合は、この限りではない。

なお、射水市の承諾を経て、第三者に本件業務を委託する場合は、本契約で自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、かつ当該第三者が当該義務に違反したときは、受託者が全ての責任を負うものとする。

提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。

提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。

企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

契約履行過程で生じた製作物の著作権は、射水市に帰属する。

事業内容の詳細については、契約予定者を特定した後、協議により変更する場合がある。

注１「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的な判断等をいう。

6 企画提案の審査

(1) 審査方法

本市が設置する「（仮称）射水市ビジネスサポートセンター運営業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別に定める「（仮称）射水市ビジネスサポートセンター運営業務委託プロポーザル審査基準」に基づいて審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

実施時期

審査は、令和６年１１月初旬を予定している。詳細な日時については、企画提案者に別途お知らせする。

なお、審査過程は非公開とする。

実施方法

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
- ・プレゼンテーションは、対面又はオンライン（zoom）で行う。

プレゼンテーションの方法について、プレゼンテーション出席者等報告書（様式第

8号)に記載すること。

- ・プレゼンテーションによる企画提案書の説明は1事業者30分以内(準備時間は除く。) 選定委員からの質疑は20分程度を予定している。詳細については、企画提案者に別途お知らせする。なお、企画提案書の説明について、仕様書に記載する業務内容を仕様書の記載順で説明すること。
- ・プレゼンテーションの際、パワーポイントを使用することができる。対面による場合は、モニター、HDMIケーブル、USB TypeC HDMI 変換アダプター及び電源は市で準備するが、パソコンは各企画提案者で準備すること。

7 優先交渉権者の選定

(1)優先交渉権者の選定方法

選定委員による審査結果に基づき、優先交渉権者を選定する。

「(仮称)射水市ビジネスサポートセンター運營業務委託プロポーザル審査基準」に基づき、企画提案書等を評価、採点し、点数が最も高い者から順に1位とし、以下、順位をつける。

(2)企画提案者が1者の場合の取扱い

最低基準点(総合評価点の6割以上)を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とす

(3)優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

審査結果は、各企画提案者に全ての提案者に対して、11月下旬にプロポーザル参加者全員に電子メールにて通知する。

全企画提案者の審査結果の評価点数を射水市ホームページで公表する。

審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

8 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と射水市が協議し、業務委託に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約の交渉を行う。

9 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、上記 6 の優先交渉権者の選定により選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

- (1) 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本企画に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (5) 上記 2(4) に定める見積限度額を超えた場合

10 スケジュール（予定）

内容	期日等
公募開始（実施要領等の公開）	令和 6 年 1 0 月 1 日（火）
質問書の提出期限（任意）	令和 6 年 1 0 月 1 5 日（火）正午まで
質問書の回答	令和 6 年 1 0 月 2 1 日（月）
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月）午後 4 時まで
プレゼンテーション審査	令和 6 年 1 1 月初旬に実施予定 詳細については、企画提案者にお知らせする。
審査結果の通知	令和 6 年 1 1 月下旬
契約締結	令和 6 年 1 2 月下旬予定

11 問合せ先

射水市産業経済部商工企業立地課商工労政係
所在地 〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地
電 話 0766 - 51 - 6675（直通）
F A X 0766 - 51 - 6690
メールアドレス kigyous@city.imizu.lg.jp